

2024 年 4 月 24 日

**ご登録組織様における
「審査登録機関の名称の使用、及び認証マーク又はロゴの使用」について**

〒108-0073 東京都港区三田 3 丁目 11-28 三田 Avanti

日本規格協会ソリューションズ株式会社 審査登録事業部

	項目	受付窓口	TEL、FAX
確認・ 問合せ	認証文書、認定シンボル・ロゴマークの発行及びその使用に係ること	認証事業チーム	TEL 050-1742-6732 FAX 050-3535-8631
	マネジメントシステム登録維持管理遵守事項に係ること	認証管理チーム	TEL 050-1742-6335 FAX 050-3535-8529

標題について、『マネジメントシステム登録維持管理遵守事項（共通版改定 20 版：2024 年 5 月 1 日）』からの抜粋を公開いたします

2. 登録を公表する際の規則

2.1 登録の公表に関する基本原則

2.1.1 登録組織は、登録の引用及びマーク類の使用についての権利を有し、また、この文書で指示される規則を遵守する義務があります。なお、マーク類の使用許諾権は当事業部にあります。

(**2.2.2.1** 項に示すロゴマークは商標登録されています。)

2.1.2 審査登録に関連して誤解を招く公表を自ら行わず、他者による公表も許してはいけません。認定あり・なしの両方を審査登録している場合、認定なしの部分までも認定ありの審査登録と誤解を招く公表を自ら行わず、他者による公表も許してはいけません。

2.1.3 認証文書(「登録証」・「登録情報」)を、誤解を招く方法で自ら使用せず、他者による使用も許してはいけません。

2.1.4 製品(サービスを含む)又はプロセスが審査登録されたと誤解される方法で引用しないで下さい。

2.1.5 登録範囲外の活動(製品・サービス、事業、業務、部門、事業所・営業所、関連会社等)にも審査登録が及んでいると誤解されないようにして下さい。

2.1.6 審査登録システムの評価を損ない、又は社会的信用を失墜させる方法で審査登録の表記を用いないで下さい。

2.1.7 審査登録の対象であるシステムが、認定機関によって承認されていると暗示するような方法を用いないで下さい。

2.1.8 認証文書及びマーク類の使用・使用方法について、許可されているか否か明確に判断できない場合には、当事業部に書面等にて確認して下さい。

2.1.9 公表にあたって“審査登録”又は“認証”のどちらの用語を使用しても構いません。また、公表時に当事業部を表現する場合には、日本規格協会ソリューションズ株式会社審査登録事業部、日本規格協会ソリューションズ審査登録事業部、日本規格協会ソリューションズ、JSA-SOL のいずれかとします。

2.2 マーク類の使用規則

2.2.1 マーク類の使用に関する基本原則

- 1) 登録組織は、登録の有効期間のみマーク類を使用することができます。ただし、登録証に表示された IAF 国際相互承認協定マーク(以下、IAF MLA マークという。)を 2.3 に示すような、名刺やホームページ等には使用できません(そのため、IAF MLA マークの構成(2.2.2)や表示方法(2.2.3)についての説明はありません)。
- 2) 登録範囲に明確に含まれている組織に限りマーク類を使用することができます。
- 3) 審査登録された対象が何であるか、マーク類又はその附帯文言に曖昧さがあってはいけません。
- 4) 消費者の目にとまる製品又は製品の包装へマーク類を表示してはいけません。
- 5) 製品の適合性を示すと解釈される可能性がある方法でマーク類を表示してはいけません。
- 6) 認定あり・なしの両方を審査登録している場合、第三者に対して認定ありの登録範囲が明確であること、すなわち認定なしの審査登録の範囲が認定ありとの誤解を招く使用をしてはいけません(原則、JSA 登録ロゴマークを単独で表示して下さい。)

2.2.2 登録ロゴマーク、認定シンボル、スキームロゴの構成

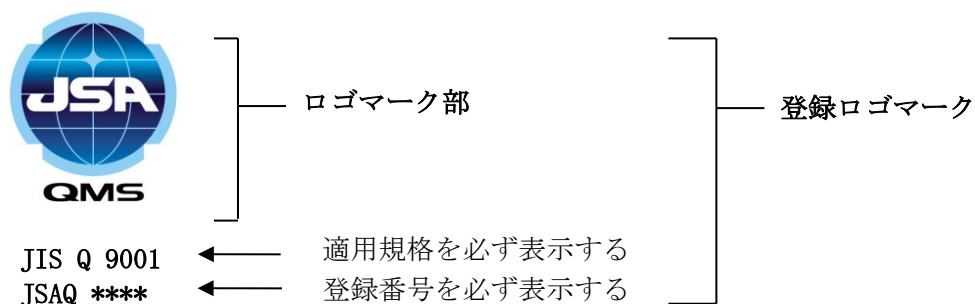
2.2.2.1 登録ロゴマークの構成

JSA 登録ロゴマークは、ロゴマーク部、適用規格、登録番号で構成されています。登録番号は、登録組織が当事業部によって審査登録されていることを示す固有の番号です。

適用規格は、規格発行年やバージョン番号を除いて表示して下さい。また、登録番号は、「登録

番号」の漢字 4 文字を表示しないことを標準とします。

ロゴマーク部のみの表示は禁じます。

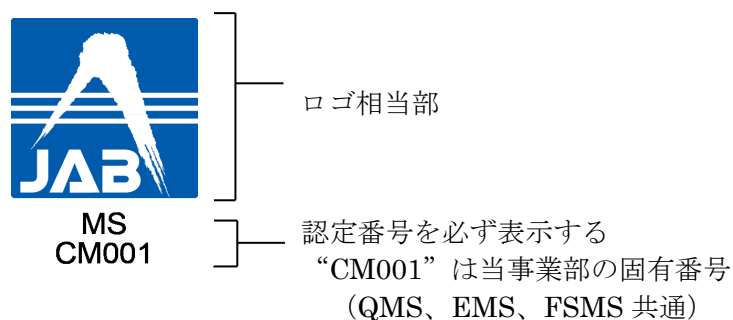


(注)：上記の適用規格の表示方法は、基本的に「JSA 登録ロゴマーク」のみに適用します。登録を公表する文章では、「JSA 登録ロゴマーク」の有無に係わらず「2.7 文章での公表」に基づいた表現として下さい。

2.2.2.2 認定シンボルの構成

認定シンボルは、当事業部が認定機関（公益財団法人日本適合性認定協会：JAB、及び一般社団法人情報マネジメントシステム認定センター：ISMS-AC）から当該マネジメントシステムの審査登録機関として認定されたことを示すもので、審査登録機関を識別する固有の認定番号を認定シンボルの直下に併記することが義務付けられています。

1) JAB 認定シンボル



なお、次の“CFS009”の番号が付された JAB 認定シンボルの使用期限は 2019 年 1 月 21 日で切れていますので、絶対に使ってはなりません。



2) ISMS-AC 認定シンボル

a) ISMS 単独の場合



b) ISMS-CLS 追加の場合



図 2 - 3 ISMS-AC 認定シンボルの構成

なお、次の“ISMS-AC”の記載ではない旧 ISMS 認定シンボルの使用期限は 2020 年 6 月 30 日で切れていますので、絶対に使ってはなりません。



2.2.2.3 スキームロゴの構成

1) FSSC 22000 ロゴ

FSSC 22000 ロゴは、ロゴ部のみで構成され、特定の識別番号等はありません。



図 2 - 4 FSSC 22000 ロゴ

なお、次のデザインのロゴの使用期限は、2018 年 12 月 31 日で切れていますので、絶対に使ってはなりません。



2.2.3 表示方法

2.2.3.1 JSA 登録ロゴマークの表示方法

登録組織は、JSA 登録ロゴマークを単独で表示することができます。

なお、認定あり・なしの両方を審査登録している場合、JSA 登録ロゴマークを単独で表示することを原則とします。

1) 単一のマネジメントシステムの表示



図 2-5 単一のマネジメントシステムの表示例

2) 複数のマネジメントシステムの表示



図 2-6 複数のマネジメントシステムの表示例

3) JSA 登録ロゴマークへの適用規格の表示方法

a) QMS の例

- ・ 並列表示 JIS Q 9001、ISO 9001
- ・ 縦列表示 JIS Q 9001
 ISO 9001
- ・ いずれかの表示 JIS Q (又は) ISO 9001

b) EMS の例

- ・ 並列表示 JIS Q 14001 、 ISO
- ・ 縦列表示 JIS Q 14001
 ISO 14001
- ・ いずれかの表示 JIS Q 14001 (又は) ISO 14001

c) ISMS の例

- ・ 並列表示 JIS Q 27001 、 ISO/IEC
- ・ 縦列表示 JIS Q 27001
 ISO/IEC 27001
- ・ いずれかの表示 JIS Q 27001 (又は) ISO/IEC 27001

ISMS-CLS の例

- ・ 並列表示 JIS Q 27017、ISO/IEC 27017
- ・ 縦列表示 JIS Q 27017
 ISO/IEC 27017

d) ISO 22000 の表示

ISO 22000

e) FSSC 22000 の表示

FSSC 22000

f) OHSMS の表示

- ・ 並列表示 JIS Q 45001、ISO 45001
- ・ 縦列表示 JIS Q 45001
ISO 45001
- ・ いずれかの表示 JIS Q 45001 (又は) ISO 45001

g) RTSMS の表示

ISO 39001

h) BCMS の表示

- ・ 並列表示 JIS Q 22301、ISO 22301
- ・ 縦列表示 JIS Q 22301
ISO 22301
- ・ いずれかの表示 JIS Q 22301 (又は) ISO 22301

2.2.3.2 認定シンボルの表示方法

認定シンボルは単独では表示できません。必ず JSA 登録ロゴマークを近傍に置き、組合せて使用して下さい。

認定シンボルを表示できるマネジメントシステムは QMS (JAB 認定シンボル)、EMS (JAB 認定シンボル)、ISMS [ISMS-AC 認定シンボル (ただし、ISMS-CLS 追加の場合は、“CLS” の表示がある ISMS-AC 認定シンボル)]、JAB から認定を受けているカテゴリの ISO 22000 (JAB 認定シンボル) 及び同カテゴリの FSSC 22000 (JAB 認定シンボル) です。

認定シンボルの大きさは、JSA 登録ロゴマークとほぼ同じ大きさになるようにして下さい。

なお、ISMS-AC 認定シンボルの場合には、認定シンボルと JSA 登録ロゴマークとを枠で囲むことが推奨されます。また、ISMS-CLS の表示のある JSA 登録ロゴマークとセットで ISMS-AC 認定シンボルを用いる場合には、“CLS” の表示がある ISMS-AC 認定シンボルを用いて下さい。

認定あり・なしの両方を審査登録している場合、JSA 登録ロゴマークを単独で表示することを原則とします。ただし、第三者に対して認定ありの登録範囲が明確であること、すなわち認定なしの審査登録の範囲が認定ありとの誤解を招かない限りは、認定シンボルを使用可能です (認定シンボルと JSA 登録ロゴマークを併載できる例：認定あり登録範囲を明記する。)。この場合、当事業部まで事前にご相談下さい。

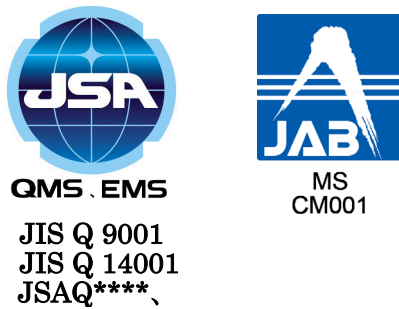
(横・左右配置)



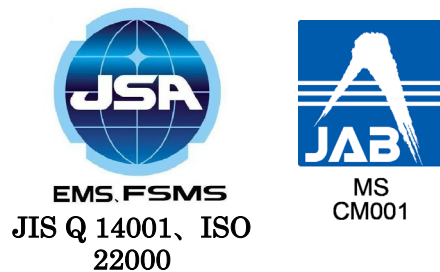
(縦・上下配置)



(横配置例 1 : QMS、EMS の両方を登録している場合)



(横配置例 2 : EMS、FSMS の両方を登録している場合)



(横配置例 3 : QMS、EMS、FSMS を登録している場合)



(横配置例 4 : QMS、EMS、FSSC を登録している場合)



図 2-7 QMS・EMS・FSMS の JAB 認定シンボルを表示する方法

1) JAB 認定シンボル及び ISMS-AC 認定シンボルを表示する方法

ISMS の登録範囲が QMS、EMS の登録範囲と一致している場合、次のいずれかの方法で両認定機関のシンボルを一緒に表示することができます。

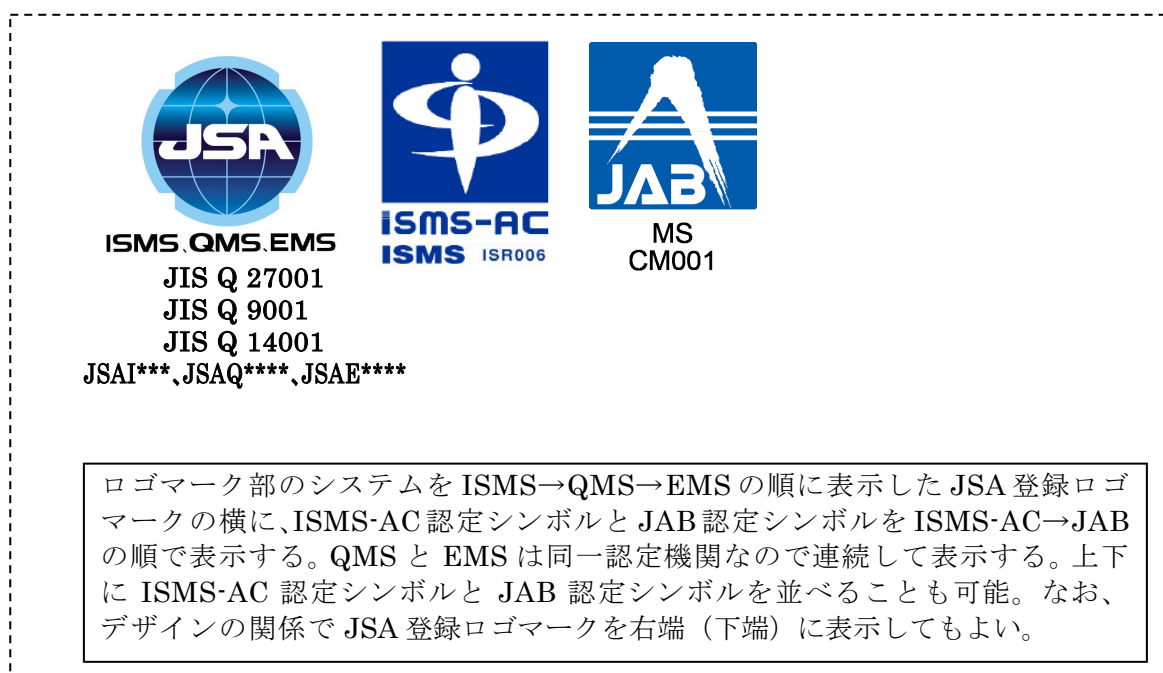


図 2-8 JAB 認定シンボル及び ISMS-AC 認定シンボルを一括で表示する方法

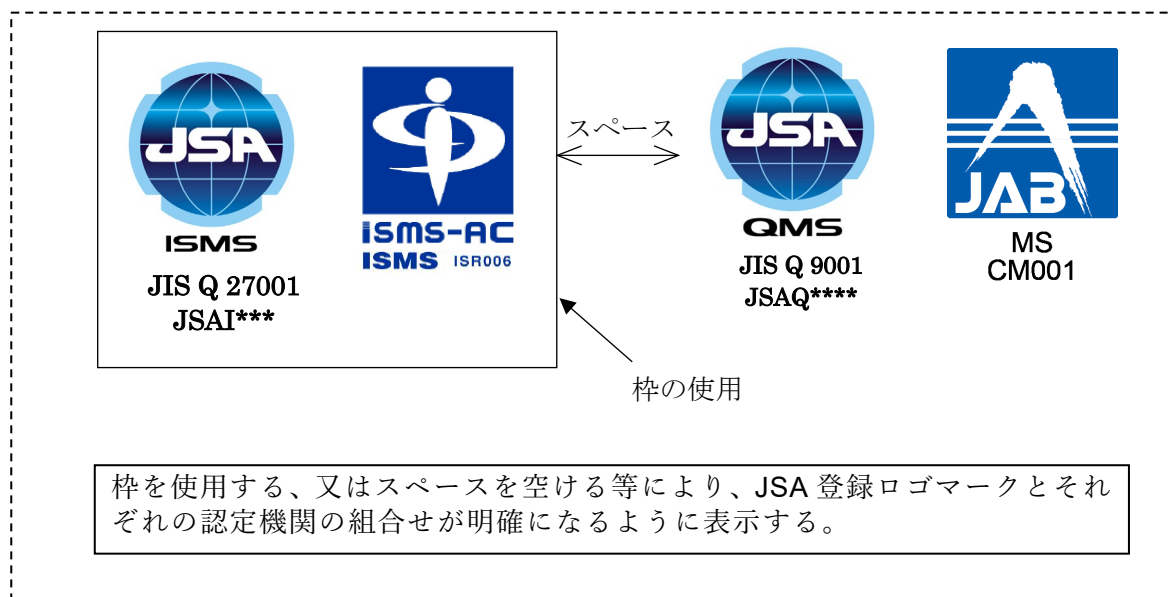


図 2－9 ISMS-AC 認定シンボル及び JAB 認定シンボルと組合せて表示する方法

2) OHSMS、RTSMS 及び BCMS と他のマネジメントシステムを表示する方法

OHSMS、RTSMS 及び BCMS は、認定シンボルを表示することはできません。OHSMS、RTSMS 及び BCMS の登録ロゴマークは、認定機関と組み合わせられていると受け取られないように、他のマネジメントシステムと分けて表示して下さい。

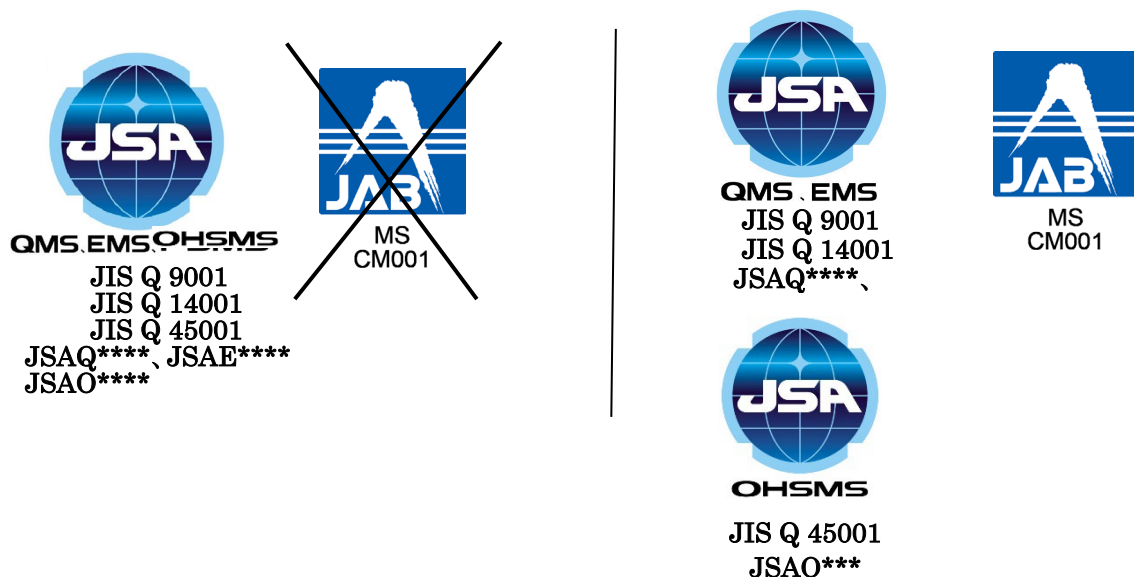


図 2－10 OHSMS、RTSMS 及び BCMS と他のマネジメントシステムを表示する方法（上記は OHSMS の例）

2.2.3.3 FSSC 22000 ロゴの表示方法

FSSC 22000 ロゴは単独では表示できません。必ず JSA 登録ロゴマークを近傍に置き、ほぼ同じ大きさで表示して下さい（上下、左右どちらに配置しても構いません）。表示する際には、本文書の「2.1 登録の公表に関する基本原則」、「2.2 マーク類の使用規則」、「2.3 マーク類を表示できるもの」、「2.4 マーク類の表示制限」、及び「2.5 マーク類の清刷の使用及び管理」に従って下さい。

1) FSSC 22000 のみ登録の場合の表示方法



図 2－1 1 FSSC 22000 ロゴを表示する方法

2) 複数マネジメントシステム登録の場合の表示方法



図 2－1 2 QMS と FSSC の登録範囲が一致している場合の表示例



図 2－1 3 QMS、EMS、FSSC の登録範囲が一致している場合の表示例

2.3 マーク類を表示できるもの

名刺、カタログ、パンフレット、宣伝・広告用資料、説明書、ホームページ等に使用できます。

表示する際には、登録範囲及び／又は登録事業所を明記して登録対象がわかるようにして下さい（表示物に登録範囲外の活動も掲載されている場合には、登録範囲外であることが識別できるようにする等の誤解防止の対応がマークを表示する条件となります。）。但し、組織全体で登録している場合に限り、登録範囲及び／又は登録事業所の記載を省略してマーク類を表示することができます（ISMS-AC 認定シンボルは対象外。2.4.3.1 項、参照）。

2.3.1 名刺への表示

①登録範囲の職員、従業員の名刺であること。

登録範囲に含まれない職員、従業員の名刺には、マーク類は表示できません。但し、経営者、役員については、職責上登録範囲の組織に直接影響力を行使できる（指示・命令できる）立場にあって、登録対象が誤解されないように表示できる場合には、登録範囲外であっても例外的にマーク類を表示できます。

②登録範囲を記述する十分なスペースがない場合に限り、登録範囲の記述を省略することが例外として認められます。但し、この場合、登録範囲外の部署・業務等は記載しないようにする、又は識別できるようにする等の誤解防止の対応が条件となります。

③名刺の裏面についても登録範囲がわかるようにして下さい。（登録範囲外の事業所を記載する場合等）

登録範囲がわかる記事を記述する。
スペースに余裕がない時のみ
省略可能。



図 2 - 1 4 名刺への表示例（QMSの場合）

2.3.2 名刺でのマーク類の表示方法について

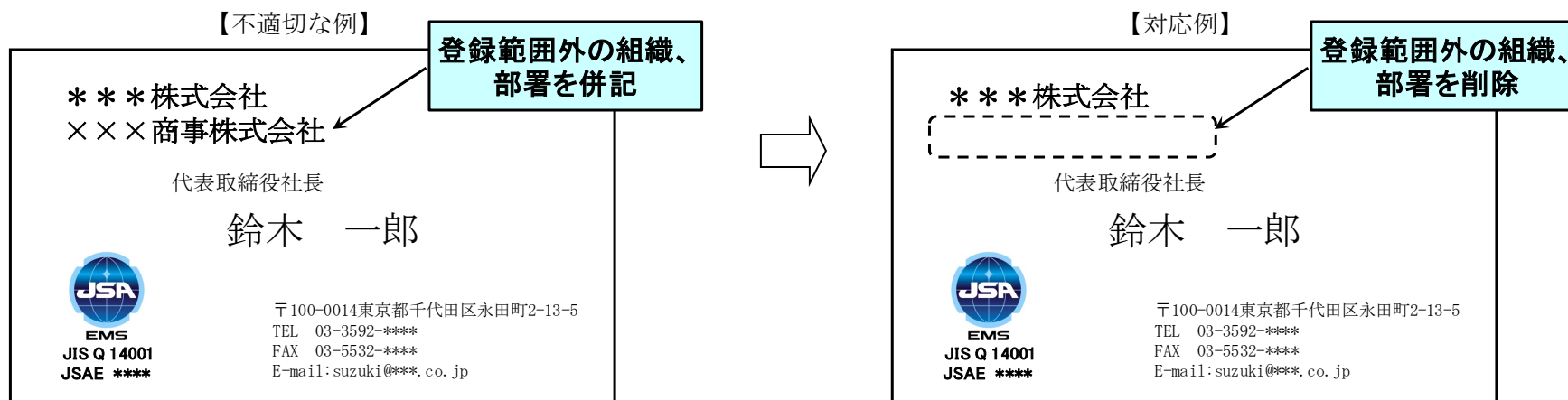


図 2 - 1 5 事例 1

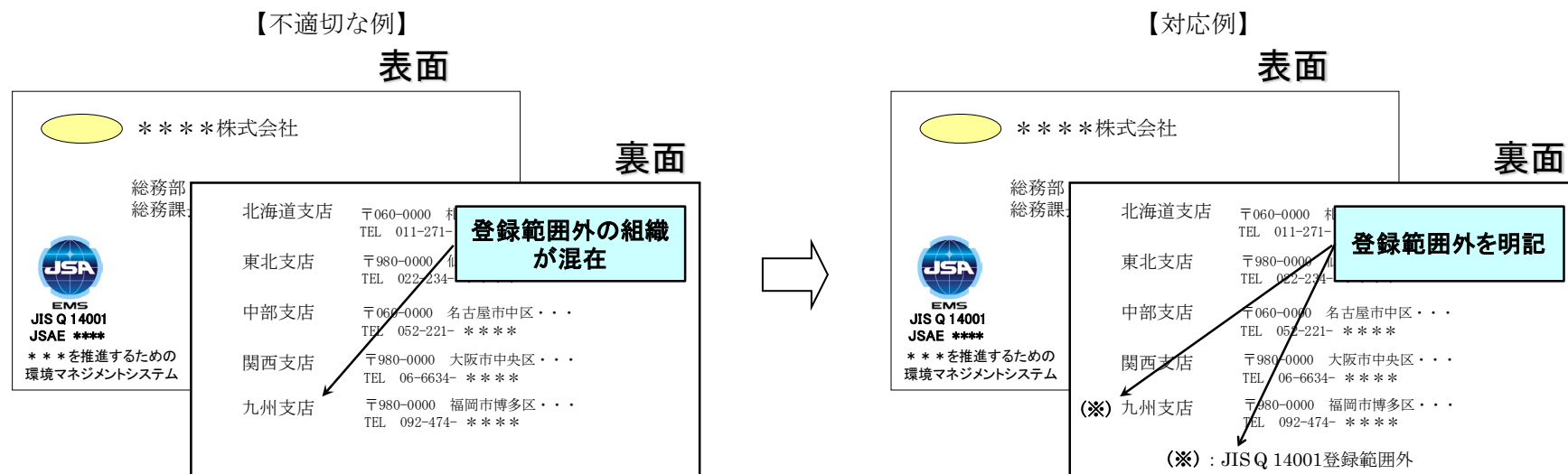
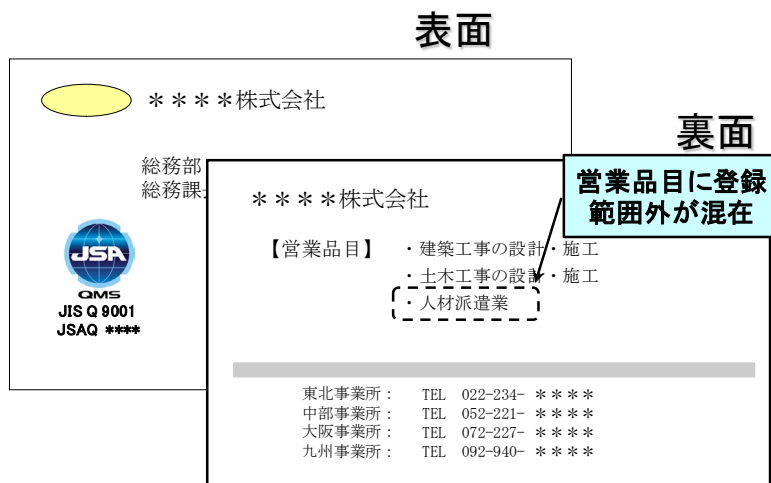


図 2 - 1 6 事例 2

【不適切な例】



【対応】

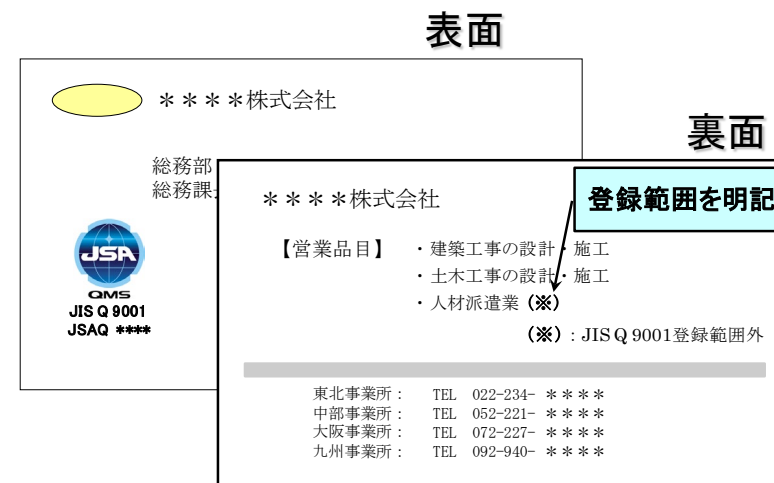
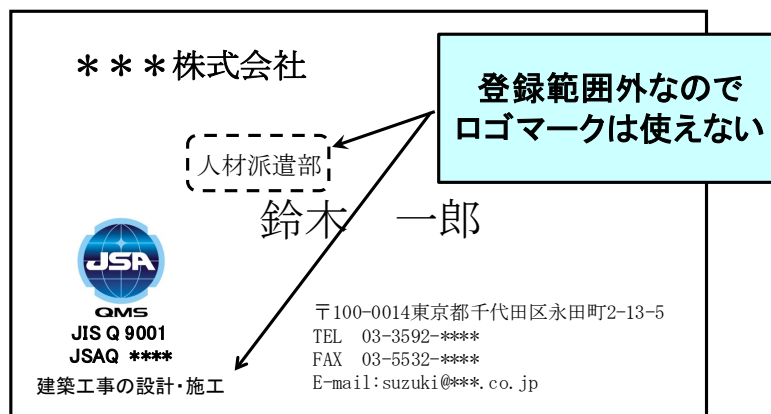


図 2 - 1 7 事例 3

【不適切な例】



【対応例】

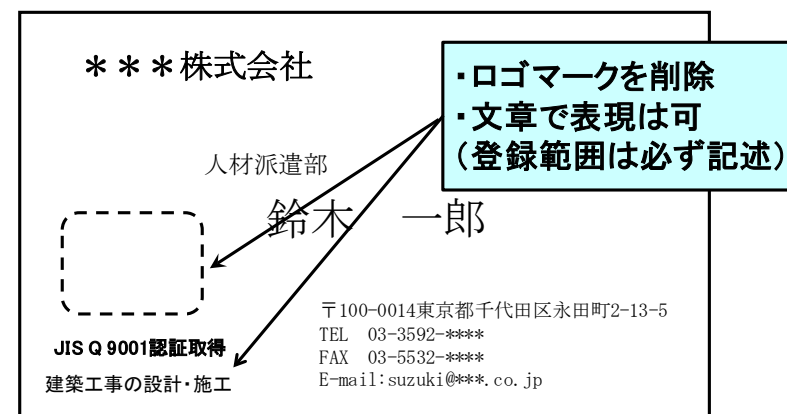


図 2 - 1 8 事例 4

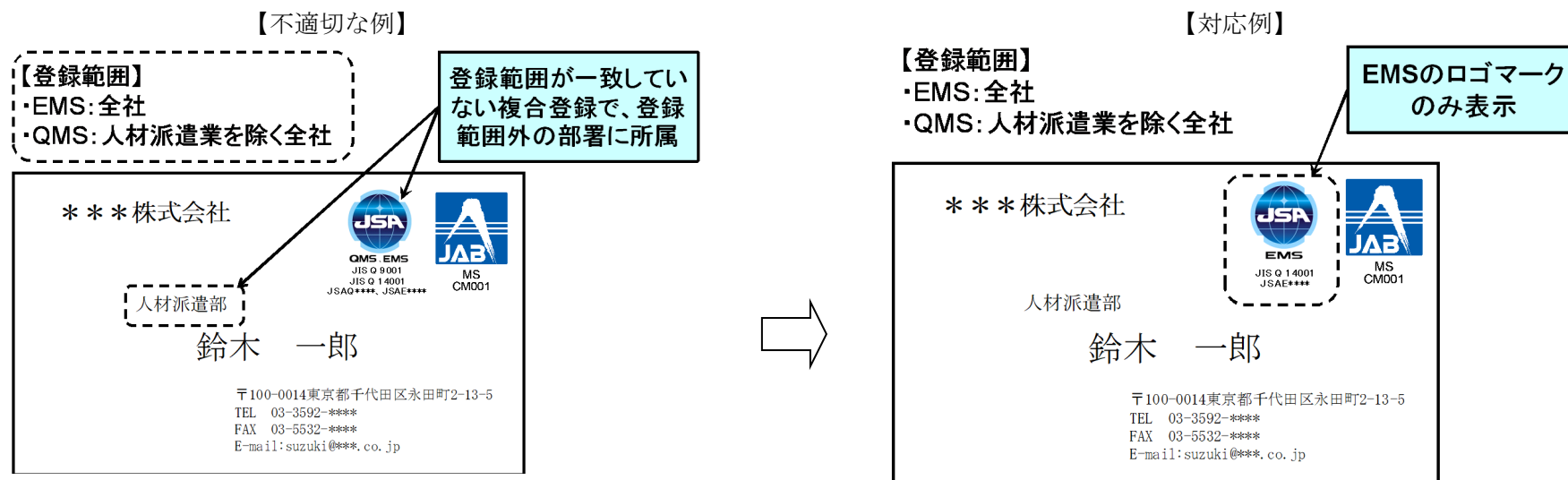


図 2 - 1 9 事例 5

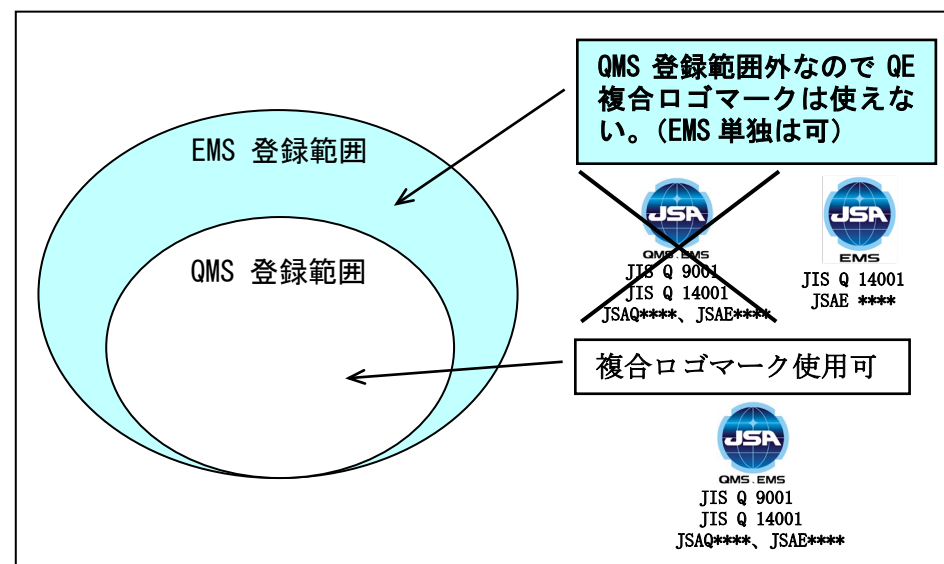


図 2 - 2 0 事例 6 複数登録の場合の補足 1

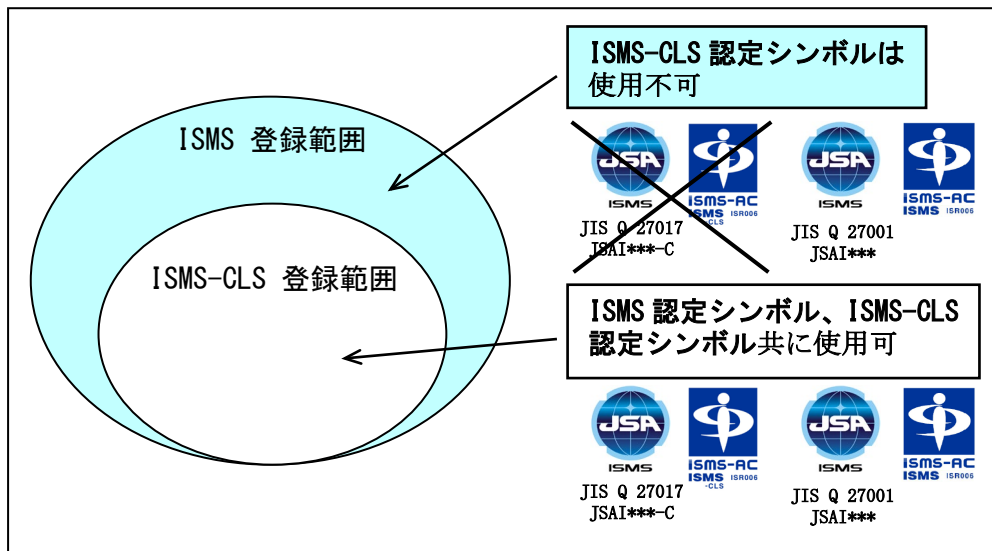


図 2 - 2 1 事例 7 複数登録の場合の補足 2

2.4 マーク類の表示制限

2.4.1 製品、サービス

製品（サービスを含む）又は製品の包装には、マーク類は表示できません。

また、次のものも製品認証と誤解を招く可能性があるため、表示できません。

- 1) 試験所、検査機関が発行する試験報告書、校正報告書、検査報告書
- 2) 出版業における出版物
- 3) 図面、設計図、色見本、刷り上がり見本
- 4) 見積書、提案書、製品保証書
- 5) (人材派遣業の場合) 要員の履歴書、認定証、等

2.4.2 輸送容器、車両

輸送容器、車両にはマーク類は表示できません。

- 1) 製品を梱包する容器
- 2) 輸送コンテナ、通い箱

但し、次の a)、b)の条件を満たす場合には、FSMS、FSSC 22000 以外では例外的に表示することができます。FSMS、FSSC 22000 では大箱外装へのロゴの使用・注釈による認証の事実への言及も認められませんので、ご注意ください。

- a) 製品の輸送に使用するダンボール製の箱外装のみに使用し、これが製品に付いて最終的に顧客の手に渡らない。
- b) ダンボール箱の箱外装の認定シンボル・登録ロゴマークに次の注釈を付ける。
「(これは) 製品に与えられたマークではない」
及び／又は
「(この製品は) 品質マネジメントシステムが ISO 9001 に適合している工場で作られた」
「(この製品は) 環境マネジメントシステムが ISO 14001 に適合している工場で作られた」
「(この製品は) 情報セキュリティマネジメントシステムが ISO/IEC 27001 に適合している工

場で作られた」

3) トラック等の車両

2.4.3 認定機関及びスキームオーナーによる個別条件

2.4.3.1 ISMS-AC認定シンボル

- ・組織全体で登録している場合でも登録範囲を明記して下さい。ISMSとISMS-CLSの両方を審査登録している場合は、それぞれの登録範囲を明記して下さい。ただし、ISMSとISMS-CLSの登録範囲が一致している場合は、ISMS-CLSのみの表記でも構いません。
- ・建物、看板等「場所」を表すものへの表示はできません。
- ・ISMS-AC 認定シンボルのついた封筒に入れるものは、登録範囲の文書、広告、パンフレット等に限定されます。

2.4.3.2 FSSC 22000 ロゴ

- ・表示できるもの；「2.3 マーク類を表示できるもの」で規定されたもの。ただし、看板等「設備」を表すものへの表示はできません。
- ・色；当事業部から提供された清刷（電子媒体）を変更することなく使用して下さい。
（参考） グリーン：パントーン 348 U：CMYK=82/25/76/7、RGB=33/132/85、#218455
グレー：60% black：CMYK = 0/0/0/60、RGB = 135/136/138、#87888a
- ・サイズ；同一比に拡大・縮小可能です（但し、全体が明瞭に識別できること）。
- ・他のすべてのテキスト及び画像が白黒のときは、白黒のロゴとすることができます。

2.5 マーク類の清刷の使用及び管理

2.5.1 印刷物用・ウェブサイト表示用の清刷

2.5.1.1 マーク類の清刷

認証文書（「登録証」・「登録情報」）交付時に電子媒体（CD-ROM）で提供します。認証文書とともに、ロゴマーク、認定シンボル及びスキームロゴは確実に保管・管理して下さい。登録返上の際には、当事業部が提供したマーク類の清刷の返却をお願いします。

印刷物及びウェブサイト用に使用する場合には、必ず清刷の複製を使用して下さい。

2.5.1.2 JAB 認定シンボルの清刷

1) 提供方法

認証文書交付時に電子媒体（CD-ROM）で提供します。電子媒体は印刷物用（BMP ファイル）、ウェブサイト表示用（JPEG ファイル）及び拡大等の高解像度が必要な用途向け（EPS ファイル）があります。

2) 使用方法

- ・印刷物に使用する場合は印刷物用清刷の複製を使用し、ウェブサイトへ使用する場合には、必ずウェブサイト用清刷の複製を使用して下さい。
- ・清刷は分解して使用しないで下さい。
- ・清刷は、解像度を低める等、画像を劣化させる改変を行わないで下さい。

3) 清刷複製の保護・漏洩防止

印刷物、ウェブサイト等を作成している下請負業者に JAB 認定シンボルの清刷の複製を提供する際には、複製の保護と漏洩防止のために適切な管理を行うように要求して下さい。また要請があった場合には、清刷の複製を提供した下請負業者一覧の提示ができるようにして下さい。

2.5.1.3 ISMS-AC 認定シンボルの清刷

認証文書交付時に電子媒体（CD-ROM）で提供します。電子媒体は JPEG 及び EPS ファイルがあります。

JSA 登録ロゴマーク及び認定シンボルの表示方法の詳細は、「表 2－1 JSA 登録ロゴマーク及び認定シンボルの表示方法について」を参照下さい。

2.5.1.4 FSSC 22000 ロゴの清刷

認証文書交付時に電子媒体（CD-ROM）（JPEG）（PNG）で提供します。

2.5.1.5 清刷の申込み

複数のマネジメントシステムの登録ロゴマーク等、新たに清刷が必要な場合には「シンボル・ロゴマーク清刷送付申込書」（様式 3）にてお申し込み下さい。

2.5.2 サイズ、色及び文字情報の表示方法

表記方法の詳細は次の表 2－1 による。

表 2-1 JSA 登録ロゴマーク及び認定シンボルの表示方法について

項 目		JSA 登録ロゴマーク	JAB 認定シンボル		ISMS-AC 認定シンボル
サイズ		同一比に拡大・縮小可能 (但し不鮮明にならないように)	同一比に拡大・縮小可能 (但し不鮮明にならないように)		同一比に拡大・縮小可能 (但し不鮮明にならないように)
色	地色との対比	地色との明瞭な対比	地色との明瞭な対比		地色との明瞭な対比
	マーク部・シンボル部 基本色	青色 (清刷の近似色) ※青色以外に黒色、灰色、金色、銀色の表示が可能です。	印刷物上	ウェブサイト上	印刷物上； 指定色 (DIC: DIC220、もしくはプロセスカラー：C100%+M70%) によるカラー表示。 ※単色又は2色印刷等で、指定色を使用できない場合は、その使用色による単独表示が可能です。 ※ 背景色が濃い等の理由で、マークが見えづらい場合に限り、指定色部分と白抜き部分を反転させることが可能です。
			青色 (DIC 579(CMYK: C90 M62 Y21 K0、RGB: R0 G98 B157)を原則)	青色を原則	
			※ 青色以外に、黒色、灰色、金色、銀色の表示が可能です。		
	※単色刷りの印刷物に使用する場合は、認定シンボル全体を、当該印刷で使用されている同一の色で表示することができます。		ウェブサイト上； ・WEBカラー スライダーで指定の場合： (003399) ・ RGB カラーで指定の場合； (R=000、G=051、B=153)		
ロゴ部	ロゴマーク部の JSA の文字は白抜き				
その他 文字情報の 表示方法		※適用規格番号及び登録番号は、黒色・ゴシック体 ※縮小した場合は付記情報が判読できるようにして下さい。	※認定スキーム表示及び認定番号は黒色 ※縮小した場合は文字が判読できるようにして下さい。 ※認定番号“CM001”のフォントの指定はありません。		※判読が可能なこと
備考		※ロゴマーク部、適用規格番号、登録番号は必ず一体で表示して下さい。 ※マーク部を特別に意図した形で囲まないで下さい。(例：円で囲み、意匠を変える。)	※ロゴ相当部、認定番号は必ず一体で表示して下さい。 ※シンボル部を特別に意図した形で囲まないで下さい (例：円で囲み、意匠を変える)。 ※媒体；ai、png		※マーク部、認定種別、ISMS-AC ロゴ部、認定番号は必ず一体で表示して下さい。

2.6 認証文書（「登録証」・「登録情報」）、審査結果報告書の使用

2.6.1 認証文書の使用

認証文書の所有権は、当事業部に帰属しますが、登録組織は、登録された範囲内において認証文書を使用することができます。

登録組織の責任の下で認証文書を複製することが可能です。社内掲示する場合等、精巧な複製には原本との区別を明確にするために「写し」と表記して下さい（裏面で可）。

特に、カタログやウェブサイトへの写真掲載等で認証文書を使用する際には、記載内容が判読できる大きさと表示するようにして下さい。

また、有効期限にもご注意下さい。

2.6.2 審査結果報告書の使用

審査結果報告書の所有権は、当事業部に帰属します。審査結果報告書は CIS で提供、又は送付いたします。

審査結果報告書のコピーを自組織以外の第三者等に提示することは登録組織の判断で行っていただいても問題ありませんが、当該文書一式を過不足なく提示して下さい。

2.7 文章での公表

登録対象外の部門等、マーク類の使用ができない場合でも、登録の事実を文章で公表することができます。この場合にも「[2.1 登録の公表に関する基本原則](#)」を遵守して下さい。この際の文章には「ISO14001:2015 審査登録」「ISO14001:2015 認証取得」等の表現を用い、規格番号については、規格番号全体（例：JIS Q 14001:2015）を表示するようお願いします（推奨）。なお、ISMS-CLS の基準を示す場合は、ISO/IEC27001:2022、JIP-ISMS517-1.0 及び ISO/IEC27017:2015（ガイドライン）と表記して下さい（ISO/IEC27001:2013 の場合は、移行期間まで有効）。

審査登録に関する経緯（事実等）において規格番号全体を表示する場合には、最新の有効な規格番号に移行して登録されていることも記載して下さい。

また、全社登録ではなく登録範囲外の組織が含まれる場合には、必ず登録事業所及び／又は登録範囲を明記するか、又は当該組織が登録範囲外であることを明記して、登録対象がはっきりわかるようにして下さい。

2.7.1 製品／サービスの包装又は附帯情報での表示例

製品／サービスには認証の表明はできません。FSMS、FSSC 22000 以外においては、登録の事実を製品／サービスの包装又は附帯情報に表明することができます。ただし、この表明は、製品、プロセス又はサービスが認証されていると受け取られてはなりません。また、表明にあたっては、次の事項の引用を含まなければなりません。

- ・ 登録組織名（ブランド名で登録組織が特定される場合はブランド名でも可）
- ・ マネジメントシステムの種類及びその適用規格（例：「ISO 9001:2015 に基づく品質マネジメントシステムによって製造・サービス提供されている」、「ISO 9001:2015 に基づく品質マネジメントシステムが認証されている工場で製造されている」）
- ・ 登録証を発行した審査登録機関名

包装とは、製品を分解したり、損傷せずに取り外しできるものを指します。附帯情報とは、単独で入手できる又は容易に取り外し可能なものを指します。

なお、製品／サービス及びその一部とみなされるものへは表示することはできません。種別ラベルや識別プレートは製品／サービスの一部とみなされます。

トラック等の車両での表示例

「〇〇〇株式会社 環境マネジメントシステム（ISO 14001:2015）認証取得
認証機関：JSA 登録番号：JSAE**** 登録範囲：□□□□□」

2.7.2 登録対象外部門の要員が使用する名刺での表示例

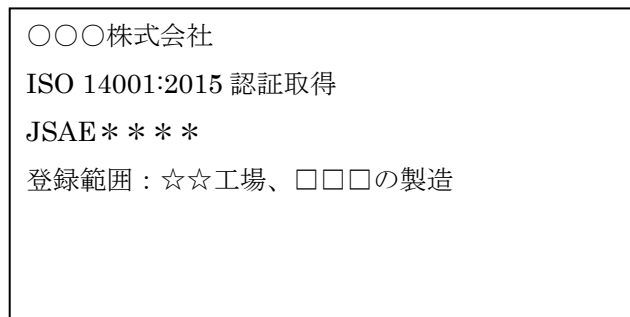


図 2 - 2 2 登録対象外部門の要員の名刺の表示例（EMSの場合）

2.8 登録の不適切な公表への対処

当事業部は、登録組織が登録の地位の不適切な引用、又は認証文書、マーク類もしくは審査結果報告書の誤解を招く使用を行った場合、修正及び是正処置の要請、登録の一時停止、登録の取消し、違反の公表及び必要に応じて法的手段をとることを含む適切な処置を講じます。

2.9 マーク類の切替え

2.9.1 JAB

2020年3月より、JAB 認定シンボルのデザインが変更となりました。旧 JAB 認定シンボルは2024年3月以降は使用しないで下さい。

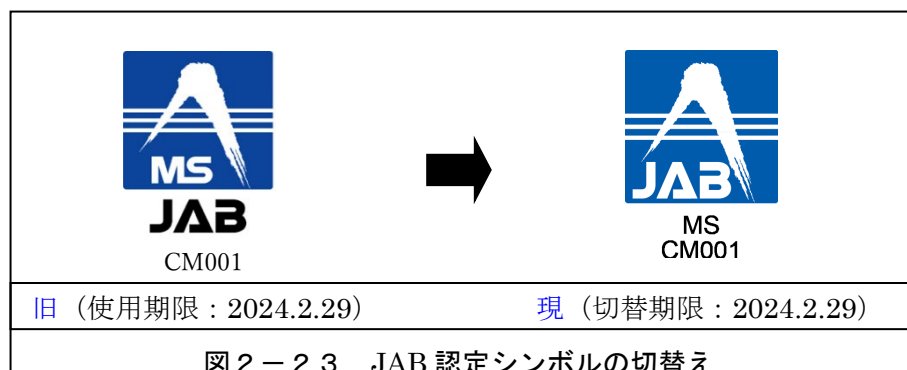


図 2 - 2 3 JAB 認定シンボルの切替え

2.9.2 UKAS

当事業部は、2020年9月30日を以ってUKAS認定を返上しました。UKAS認定シンボルは2020年10月以降は使用しないでください。

2.9.3 JFS-C

当事業部は、2021年9月30日を以ってJFS-C認証事業を終了しました。JFS-C認証ロゴは2021年10月以降は使用しないでください。